

# 長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程

[沿革] 28.9.8 制定 30.6.12 改正 2.5.28 改正 3.8.19 改正

(目的)

第1条 この規程は、長野県（郡市福祉事務所）が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 訓練促進資金の貸付の対象となる者（以下「訓練促進資金貸付対象者」という。）は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者とする。

2 住宅支援資金貸付の対象となる者（以下「住宅支援資金貸付対象者」という。）は、原則として児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

(貸付の種類及び貸付額)

第3条 訓練促進資金及び住宅支援資金の種類及び貸付額は以下のとおりとする。

(1) 訓練促進資金

訓練促進資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者に貸付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸付ける就職準備金とし、貸付額は、入学準備金については500,000円以内、就職準備金については200,000円以内とする。ただし、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

ア 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うこととし、看護師の養成機関の入学時においては改めて貸付を行わない。

イ 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の終了時には貸付を行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において貸付を行う。

(2) 住宅支援資金

プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住宅の家賃支援として、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

(選考)

第4条 訓練促進資金及び住宅支援資金貸付対象者の選考については、選考委員会を設置し、これを行うものとする。

2 選考委員会の構成及び選考基準については、別に定めるものとする。

(貸付の申請)

第5条 訓練促進資金貸付対象者は、訓練促進資金貸付申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添え、入学準備金にあっては、原則、養成機関で修業を開始した日から1か月以内に、就職準備金にあっては、原則、養成機関を修了し、資格を取得した日から1か月以内に、住所地を管轄する福祉事務所に提出しなければならない。

(1) 入学準備金の貸付対象者

ア 訓練促進給付金支給決定者の場合は、決定通知書の写し及び福祉事務所長の意見書

イ 訓練促進給付金支給決定前の者が申請する場合は、申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」、世帯全員の「住民票」、「児童扶養手当証書の写し」又は前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」、養成機関の長が証明する「合格証明書」、申請者及び同居する親族の前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の「市町村民税の納税証明書」、「所得証明書」及び福祉事務所長の意見書

(2) 就職準備金の貸付対象者

ア 修了支援給付金支給決定者の場合は、決定通知書の写し、資格取得証明書及び福祉事務所長の意見書

イ 修了支援給付金支給非該当者の場合は、申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」、世帯全員の「住民票」、「児童扶養手当証書の写し」又は前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」、養成機関の長が証明する「カリキュラムの修了証明書の写し」、申請者及び同居する親族の前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の「市町村民税の納税証明書」、「所得証明書」、資格取得証明書及び福祉事務所長の意見書

2 住宅支援資金貸付対象者は、住宅支援資金貸付申請書(様式第1-2号)に次に掲げる書類を添え、住所地を管轄する福祉事務所に提出しなければならない。

(1) プログラムの写し

(2) 福祉事務所長の意見書

(3) 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」

(4) 世帯全員の「住民票」

(5) 「児童扶養手当証書の写し」(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者(該当する者がいる場合に限る。)の前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」

(6) 家賃額が分かるもの(契約書等)

(貸付の決定等)

第6条 長野県社会福祉事業団理事長(以下「理事長」という。)は、第5条に規定する訓練促進資金貸付申請書及び住宅支援資金貸付申請書を受理したときは、第4条の規定による選考を行った上、予算の範囲内で貸付を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、その結果を、訓練促進資金等貸付決定通知書(様式第2号)又は訓練促進等貸付不承認決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付決定通知書を受けた者は、遅滞なく、訓練促進資金等振込依頼届及び誓約書(様式第4号)(以下「振込依頼届」という。)を理事長に提出しなければならない。

(利子)

第7条 貸付する訓練促進資金の利子は、保証人を立てる場合無利子とし、保証人を立てない場合は、

返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年 1.0 パーセントとする。

## 2 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

(保証人)

第 8 条 訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付決定者は、保証人を立てることができる。ただし、貸付を受けようとする者が未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

2 第 7 条に定める保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は第 16 条の規定による延滞利子を包含するものとする。

3 保証人を立てる場合は、第 6 条第 3 項の届出とともに、保証人届（様式第 5 号）を理事長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 9 条 理事長は、第 6 条第 3 項の規定による振込依頼届に記載された金融機関に、同届の確認後理事長が適当と認めた日に全額を、振込むものとする。

ただし、特別の事情があるときは、変更をすることができる。

(貸付契約の解除)

第 10 条 理事長は、貸付を受けている者（以下「被貸付者」という。）が次のいずれかに該当するに至ったと認めるとき、又は、被貸付者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

### (1) 訓練促進資金

ア 養成機関を退学したとき。

イ 心身の故障のため養成機関の課程を継続する見込みがなくなったとき。

ウ 学業成績が著しく不良になったとき。

エ 死亡したとき。

オ 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

カ その他この貸付規程に違反したとき。

### (2) 住宅支援資金

ア 死亡したとき。

イ 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ その他この貸付規程に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の契約を解除したときは、被貸付者に対して通知するものとする。

(借用証書の提出)

第 11 条 被貸付者は、貸付を受けた日から 14 日以内に、訓練促進資金等借用証書（様式第 6 号）を、理事長に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第 12 条 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとする。

### (1) 訓練促進資金

ア 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に就職し、長野県内で取得した資

格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき。ただし、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすが、当該業務従事期間には算入しないものとする。

イ 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

ウ 被貸付者が准看護師養成機関を修了し、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する者であった場合、看護師の養成機関の終了後にアの規定を適用する。

## (2) 住宅支援資金

ア 現に就業をしていない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなすが、当該就業期間には算入しないものとする。

イ アに規定する就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還免除を受けようとする者は、訓練促進資金等返還免除申請書（様式第7号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定した旨を通知するものとする。

(返還)

第13条 被貸付者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた金額の全額又は理事長が定める金額を入学準備金及び住宅支援資金は2年以内に、就職準備金は1年以内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

### (1) 訓練促進資金

ア 貸付契約が解除されたとき。

イ 被貸付者が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に返還免除対象業務に従事しなかったとき。

ウ 被貸付者が、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### (2) 住宅支援資金

ア 貸付契約が解除されたとき。

イ 貸付終了後1年が経過したとき。

ウ 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項の規定により訓練促進資金を返還する者は、その事由が発生した日から14日以内に、訓練促進資金等返還届（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

3 訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、原則として指定日に指定の口座へ振込の方法で行うものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 理事長は、訓練促進資金の被貸付者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を当然猶予するものとする。

(1) 貸付契約が解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。

- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するときは、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金又は住宅支援資金の返還の債務の履行を裁量猶予できるものとする。
- (1) 訓練促進資金の被貸付者が返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 訓練促進資金又は住宅支援資金の被貸付者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 前2項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、訓練促進資金等返還猶予申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。
- 5 理事長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、第1項及び第2項各号に掲げる事由に該当しなくなると認めるときは、返還債務の履行猶予の決定を取り消すものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の一部又は全部を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 訓練促進資金

ア 死亡、又は障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

イ 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部又は一部

ウ 返還免除対象業務に従事したとき  
返還の債務の額の一部

(2) 住宅支援資金

ア 死亡、又は障害により貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

イ 長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部

(延滞利子)

第16条 理事長は、被貸付者が正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なもの認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出の義務)

第 17 条 被貸付者又は保証人は、訓練促進資金又は住宅支援資金返還前に本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なくその旨を異動届(様式第 10 号)により理事長に届け出なければならない。

2 保証人を立てた被貸付者は、保証人が死亡若しくはその他の事由により保証人の資格を失い、又は理事長が不適当と認めてその変更を求め、別の保証人を立てる場合は、保証人変更届(様式第 11 号)により理事長に届け出なければならない。

第 18 条 被貸付者(第 14 条の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。以下同じ。)は、入学準備金の被貸付者については養成機関を卒業した日の属する年の 4 月 30 日現在の就業の状況について同年 5 月 10 日までに、就職準備金の被貸付者は就業を開始した日から 30 日以内に、住宅支援資金の被貸付者は就業又は転職をした日から 30 日以内に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 訓練促進資金

ア 県内において返還免除対象業務に従事している者であるとき

訓練促進資金返還免除対象業務従事届(様式第 12 号)

イ 前号に該当する者以外の者であるとき

訓練促進資金返還免除対象業務未就業者現況届(様式第 13 号)

ただし、県内において返還免除対象業務に従事することとなったときは、速やかに前項第 1 号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。

(2) 住宅支援資金

就業状況報告書(様式第 15 号)

2 入学準備金の被貸付者が養成機関を卒業した日及び就職準備金の被貸付者が就業を開始した日の属する年の翌年以降、引き続き県内において返還免除対象業務に従事しているときは、返還債務が免除されるまでの間、毎年 4 月 30 日現在の就業の状況について、その年の 5 月 10 日までに第 1 項第 1 号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。

3 入学準備金又は就職準備金の被貸付者が業務従事先を変更したときは、第 17 条第 1 項の規定による異動届並びに前項の規定による訓練促進資金返還免除対象業務従事届及び前職に係る訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書(様式第 14 号)を理事長に提出しなければならない。

(実施細目)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 8 日に制定し平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 8 日から適用する。